

騒音規制法に基づく変更届出について

1 届出の必要な場合	特定施設の設置届出又は使用届出をした者で、以下の事項を変更する場合 ①特定施設の種類及び能力ごとの数 ②騒音の防止の方法 ○ 軽微な変更の場合、届出が不要となる場合があります。
2 届出を行う者	特定施設の設置届出又は使用届出をした者 ○ 法人の場合には、原則として、本社の所在地・代表者の氏名を記入してください。
3 届出書類	①様式第3（別紙1参照）又は様式第4による届出書 ②別紙 騒音の防止の方法（別紙2参照） ③付近の見取図（別紙3参照） ④特定施設の配置図（別紙4参照） ○ 特定施設の配置及び施設番号を記入してください。 ○ 特定施設から最短の敷地境界までの距離を記入してください。 ○ 特定施設を設置する全ての階の平面図を添付してください。 ○ 特定施設を建物の2階以上に設置する場合は、可能な限り立面図を添付してください。 ⑤騒音の防止の方法 ○ ②別紙 騒音の防止の方法の枠内に記入しきれない場合に添付してください。 ○ 敷地境界線上の騒音予測値（計算過程を含む。）を記入してください。 ○ 可能な限り、設置する特定施設の仕様書、カタログ等を添付してください。
4 届出部数	3部 ○ 1部は届出受理後に返却します。
5 届出期限	その特定施設の変更に係る工事着手の 30日前 まで（期日厳守） ○ 届出日及び工事着手日は算入しません。
6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 届出先及び問合せ先	○工場又は事業場の所在地が 北区、上京区、左京区、中京区、右京区 の場合 京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター 〔 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL：075-701-9800 FAX：075-701-9810 〕 ○工場又は事業場の所在地が 東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区 の場合 京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター 〔 京都市南区西九条森本町62-1 TEL：075-671-0511 FAX：075-671-0322 〕

騒音・振動関係特定施設対象表

法・条例	騒音規制法 昭和45年6月1日施行		京都府環境を守り育てる条例（騒音） 平成8年4月1日施行		振動規制法 昭和53年3月1日施行		京都府環境を守り育てる条例（振動） 平成8年4月1日施行	
	施設分類	特定施設名 条件等	特定施設名 条件等	特定施設名 条件等	特定施設名 条件等	特定施設名 条件等	特定施設名 条件等	
—	—	—	(1) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に掲げる施設	騒音規制法参照	—	—	(1) 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1に掲げる施設	振動規制法参照
金属加工機械	1 イ 圧延機械 ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン ニ 液圧プレス ホ 機械プレス * ヘ せん断機 ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマーマシン リ プラスト ヌ タンブラー ル 切断機	22.5kw 以上 ロ式で3.75kw 以上 矯正プレスを除く 294キロニュートン(加圧能力)以上 3.75kw 以上 タブラスト以外で密閉式を除く といしを用いるもの	(2) ア 圧延機械 イ ベンディングマシン ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機 カ プラスト キ 自動旋盤 ク 高速切断機 ケ 平削盤 コ 型削盤 サ 研磨機	騒音規制法参照 工具用を除く	1 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ せん断機 ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーマシン	矯正プレスを除く 1kw 以上 37.5kw 以上	(2) ア 圧延機械 イ 液圧プレス ウ せん断機 エ ベンディングマシン	ロ式で3.75kw 以上
圧縮・送風機	2 空気圧縮機及び送風機	7.5kw 以上	(3) 圧縮機 (4) 送風機	3.75kw 以上 3.75kw 以上	2 圧縮機	7.5kw 以上	—	—
粉砕機	3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(5) ア 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉砕機	—	3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kw 以上	(3) ア 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機 イ その他の用に供する粉砕機	—
繊維機械	4 織機	原動機を用いるもの	(6) 撚糸機	—	4 織機	原動機を用いるもの	—	—
建設用資材製造機械	5 イ コンクリートプラント ロ アスファルトプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、 混練容量0.45m ³ 以上 混練容量200kg 以上	(7) ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント	—	5 コンクリートブロックマシン コンクリート管、柱製造機械	合計2.95kw 以上 合計10kw 以上	(4) バッチャープラント	—
—	6 穀物用製粉機	ロ式で7.5kw 以上	—	—	—	—	(5) 冷凍機	7.5kw 以上
木材加工機械	7 イ ドラムパーカー ロ チッパー ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 ホ 丸のこ盤 ヘ かなな盤	2.25kw 以上 製材15kw、木工2.25kw 以上 製材15kw、木工2.25kw 以上 2.25kw 以上	(8) ア チッパー イ 帯のこ盤 ウ 丸のこ盤 エ かなな盤 オ 立のこ盤	0.75kw 以上 0.75kw 以上 0.75kw 以上 0.75kw 以上	6 イ ドラムパーカー ロ チッパー	2.2kw 以上	—	—
抄紙機	8 抄紙機	—	—	—	—	—	—	—
印刷機械	9 印刷機械	原動機を用いるもの	—	—	7 印刷機械	2.2kw 以上	—	—
合成樹脂加工機械	10 合成樹脂用射出成形機	—	(9) 合成樹脂加工機械	—	8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機 9 合成樹脂用射出成形機	カンガロール機以外で30kw 以上	—	—
鋳造型機	11 鋳造型機	ジョルト式のもの	(10) 鋳造型機	—	10 鋳造型機	ジョルト式のもの	—	—
その他	—	—	(11) 遠心分離機 (12) クーリングタワー (13) 重油バーナー (14) 工業用動力マシン (15) ガラス研磨機 (16) ニューマチックハンマー (17) コルゲートマシン	直径1.2m 以上 0.75kw 以上 回転式・低圧空気式を除く 3台以上	—	—	(6) 遠心分離機 (7) ニューマチックハンマー (8) コルゲートマシン (9) 原石切断機	直径1.2m 以上 7.5kw 以上
備考	* 計量単位の変更：H11.10.1から施行（旧単位 30トン）	—	(2) から (17) までに掲げる施設については、(1) に掲げる施設を含まないものとする。	—	—	—	(2) から (9) までに掲げる施設については、(1) に掲げる施設を含まないものとする。	—

騒音の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 2 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 455 号)

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
	第 1 種低層住居 専用地域 第 2 種低層住居 専用地域 田園住居地域	第 1 種中高層住居 専用地域 第 2 種中高層住居 専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
<u>昼 間</u> 午前 8 時から 午後 6 時まで	4 5	5 0 (4 5)	6 5 (6 0)	7 0 (6 5)
<u>朝・夕</u> 午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 10 時まで	4 0	4 5 (4 0)	5 5 (5 0)	6 0 (5 5)
<u>夜 間</u> 午後 10 時から 午前 6 時まで	4 0	4 0	5 0 (4 5)	5 5 (5 0)

振動の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 5 号)

(平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 456 号)

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第 1 種区域	第 2 種区域
	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
<u>昼 間</u> 午前 8 時から 午後 7 時まで	6 0 (5 5)	6 5 (6 0)
<u>夜 間</u> 午後 7 時から 午前 8 時まで	5 5	6 0 (5 5)

備 考

1 学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内においては () 内の数値です。

2 基準値は、工場・事業場の敷地境界線の値です。騒音規制法、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例とも同じ基準値です。

記入例

様式第3

特定施設の種類の数変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京都市長

自宅住所又は、法人の場合は登記簿上の本社所在地を記入してください。

届出者所在地 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇

フリガナ 株式会社 京都

名称 株式会社 京都

フリガナ 代表取締役 京都 太郎

代表者氏名 代表取締役 京都 太郎

フリガナ 施設課 京都 次郎

担当者職氏名 施設課 京都 次郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

工場等の名称ではなく法人の名称を記入してください。

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類の数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社京都 御池工場			※整理番号				
工場又は事業場の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇			※受理年月日	令和	年	月	日
				※施設番号				
				※審査結果				
				※備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
2 空気圧縮機	〇〇	15 kW	1	0	8:00	-	18:00	-
2 空気圧縮機	〇〇	10 kW	0	3	-	8:00	-	18:00
2 空気圧縮機	〇〇	10 kW	0	1	-	0:00	-	24:00

備考1 記入例では、空気圧縮機を1台撤去し、4台増設する場合を例示しています。だし書きの規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類の欄については、記載しないこと。

- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

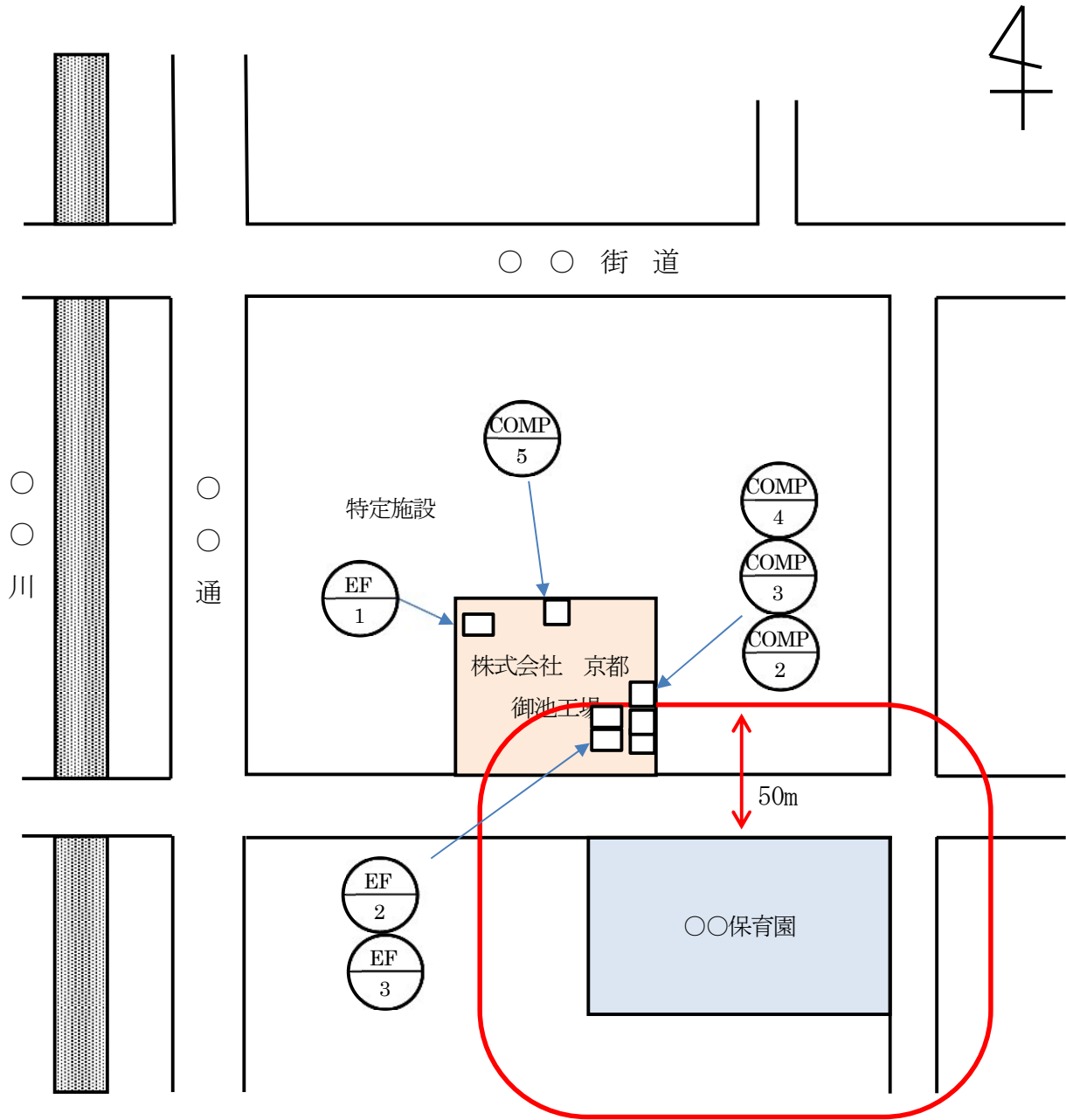
別紙 騒音の防止の方法

工場又は事業場における 施 設 番 号		COMP-2~4	COMP-5		
名 称 ・ 型 式		空気圧縮機 〇〇社製 型式〇〇	空気圧縮機 〇〇社製 型式〇〇		
能 力		10 kW	10 kW		
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	年 月 日	年 月 日
使 用 の 方 法	1日の使用時間 及び使用回数等	8時～ 18時 10時間/回 1回/日 20日/月	0時～ 24時 24時間/回 1回/日 20日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季 節 変 動	なし	なし		
騒 音 の 防 止 方 法		距離による減衰。	距離による減衰。		

備考 1 設置届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用届出の場合には「設置年月日」の欄に、変更届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定日」の欄にそれぞれ記入してください。

2 変更のある場合は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

【付近の見取図】

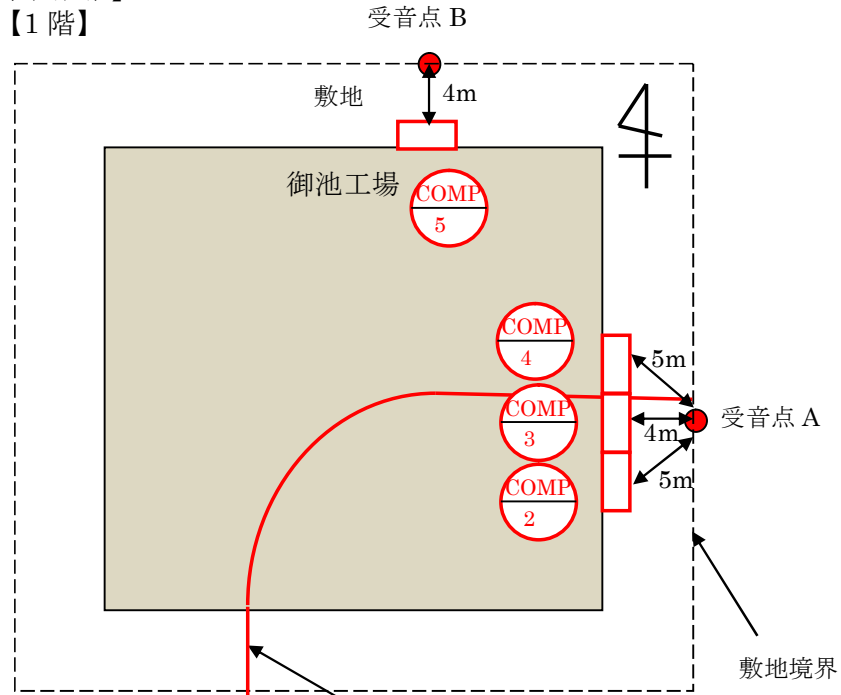


※ 以下の施設の敷地境界から 50 m の範囲内に、工場又は事業場がある場合は、以下の施設の敷地境界から周囲 50m の範囲、当該工場又は事業場の敷地境界線及び特定施設の設置位置を明示してください。

- 学校教育法第 1 条に規定する学校
- 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
- 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

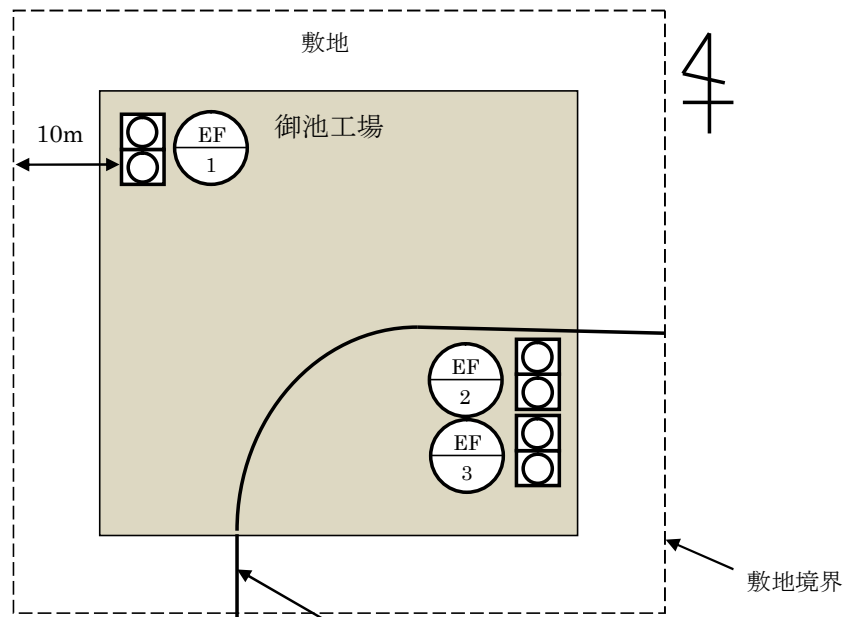
【特定施設の配置図（平面図）】

【1階】



○○保育園から 50m の範囲

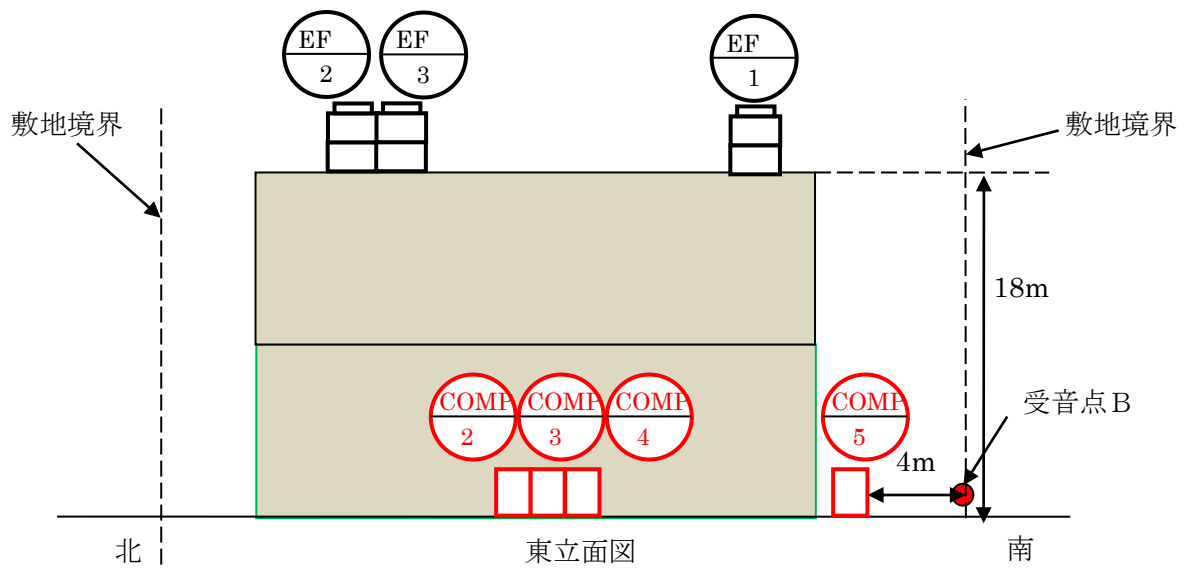
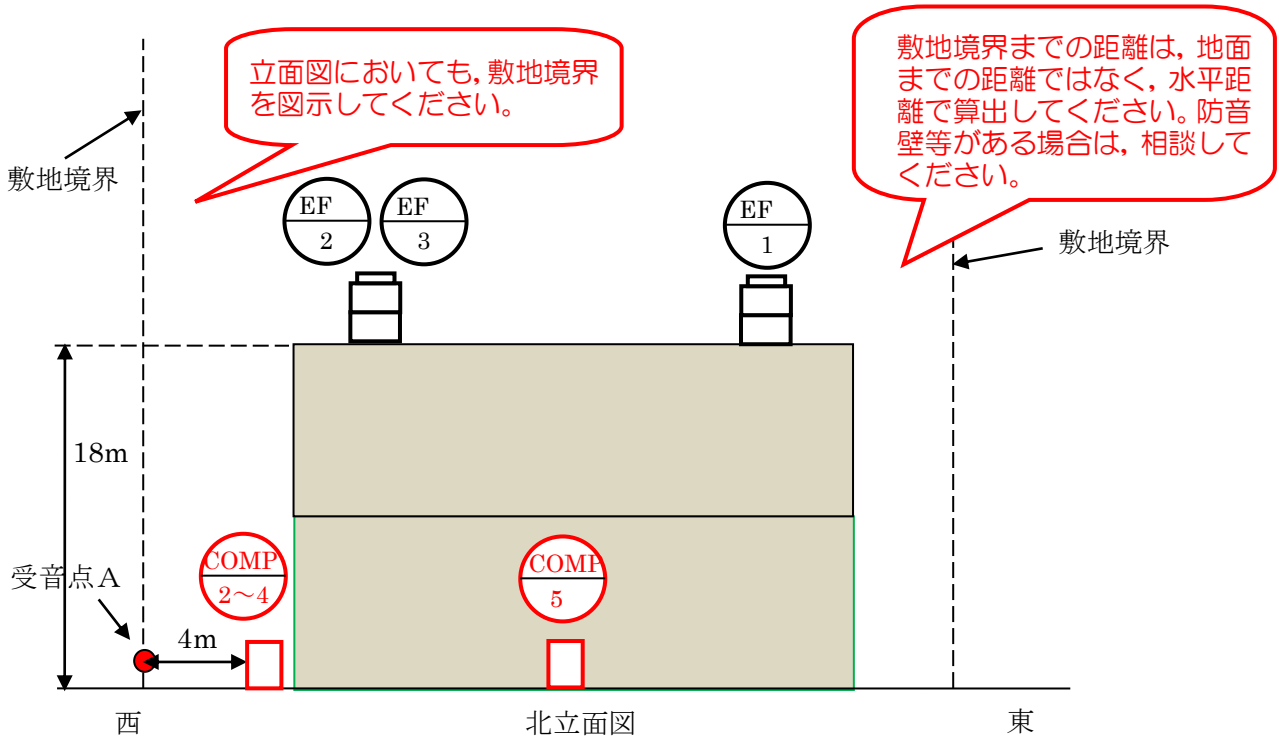
【屋上】



○○保育園から 50m の範囲

備考

- 1 特定施設を設置する工場又は事業場の敷地全体を明示してください。
- 2 特定施設及び施設番号を記入してください。
- 3 特定施設から最短の敷地境界までの距離を記入してください。
- 4 特定施設を設置する全ての階の平面図を添付してください。
- 5 付近に学校等がある場合、学校等から 50m の範囲を明示してください。
- 6 敷地境界線上における受信点を示し、特定施設から受信点までの距離を記入してください。



備考

- 1 特定施設を2階以上に設置する場合は、可能な限り立面図も添付してください。
- 2 特定施設及び施設番号を記入してください。
- 3 地面から特定施設までの高さを記入してください。

公害防止の方法として静音モードでの使用及び距離による減衰を用いることで、敷地境界において規制基準値を満たすことを以下に示す。

【1階】

○距離減衰を用いた騒音計算式

$$L_2 = L_1 - 20\log(r_2/r_1) \quad \dots \textcircled{1}$$

L_1 : 仕様書記載の騒音値 (音圧レベル)

L_2 : 受音点における騒音予測値

r_1 : 仕様書記載の距離 (通常は 1 m)

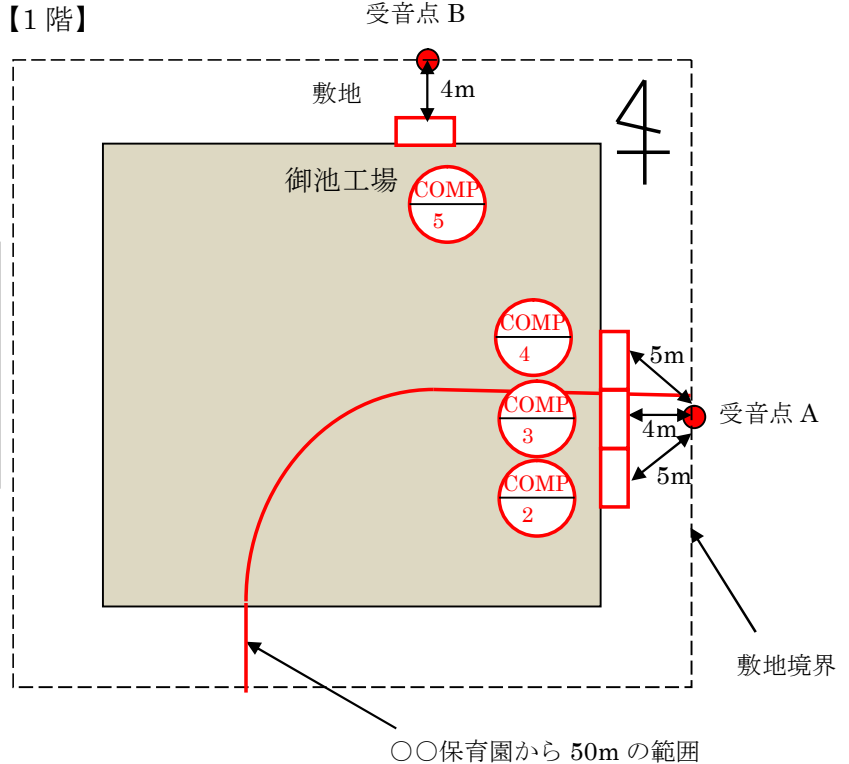
r_2 : 特定施設から受音点までの距離

○騒音の合成式

$$L = 10\log(10^{L_3/10} + 10^{L_4/10}) \quad \dots \textcircled{2}$$

L : 受音点における騒音合成値

L_3 、 L_4 : 各音源の騒音予測値



これらの計算式は一例であり、別の方法で規制基準値を満たすことを示しても構いません。

○受音点 A における騒音予測値 (規制基準から 5dB 減じる受音点)

特定施設 (COMP-2 及び 4) の騒音予測値は、
①式より $L_2 = 60 - 20\log(5/1) \approx 46.0\text{dB}$ となる。

特定施設 (COMP-3) の騒音予測値は、
①式より $L_2 = 60 - 20\log(4/1) \approx 48.0\text{dB}$ となる。

仕様書	
スクリー圧縮機 ○○社製 ○○型	
外形寸法 (幅×奥行×高さ)	1500×800×750
公称出力(kW)	15
騒音値 (dB(A))*	60
*騒音値は高さ1.5m、距離1mの値	

このため、受音点 A における騒音予測値は、②式より、
②式より $L = 10\log(10^{46.0/10} + 10^{48.0/10} + 10^{60/10}) \approx 52.2\text{dB}$ となる。

また、受音点 A については、特定施設 (COMP-2~4) の稼働時間が 8 時~18 時までであり、○○保育園から 50m の範囲内にあることから、規制基準値は昼間の値である 65dB から 5dB を減じた、60dB となる。

以上より、受音点 A について、騒音予測値 52.2dB < 規制基準値 60dB となり、規制基準値を満たす。

○受音点 B における騒音予測値（通常の規制基準値）

受音点 B における騒音予測値は、①式より、 $L_2=60-20\log(4/1) \doteq 48.0\text{dB}$ となる。

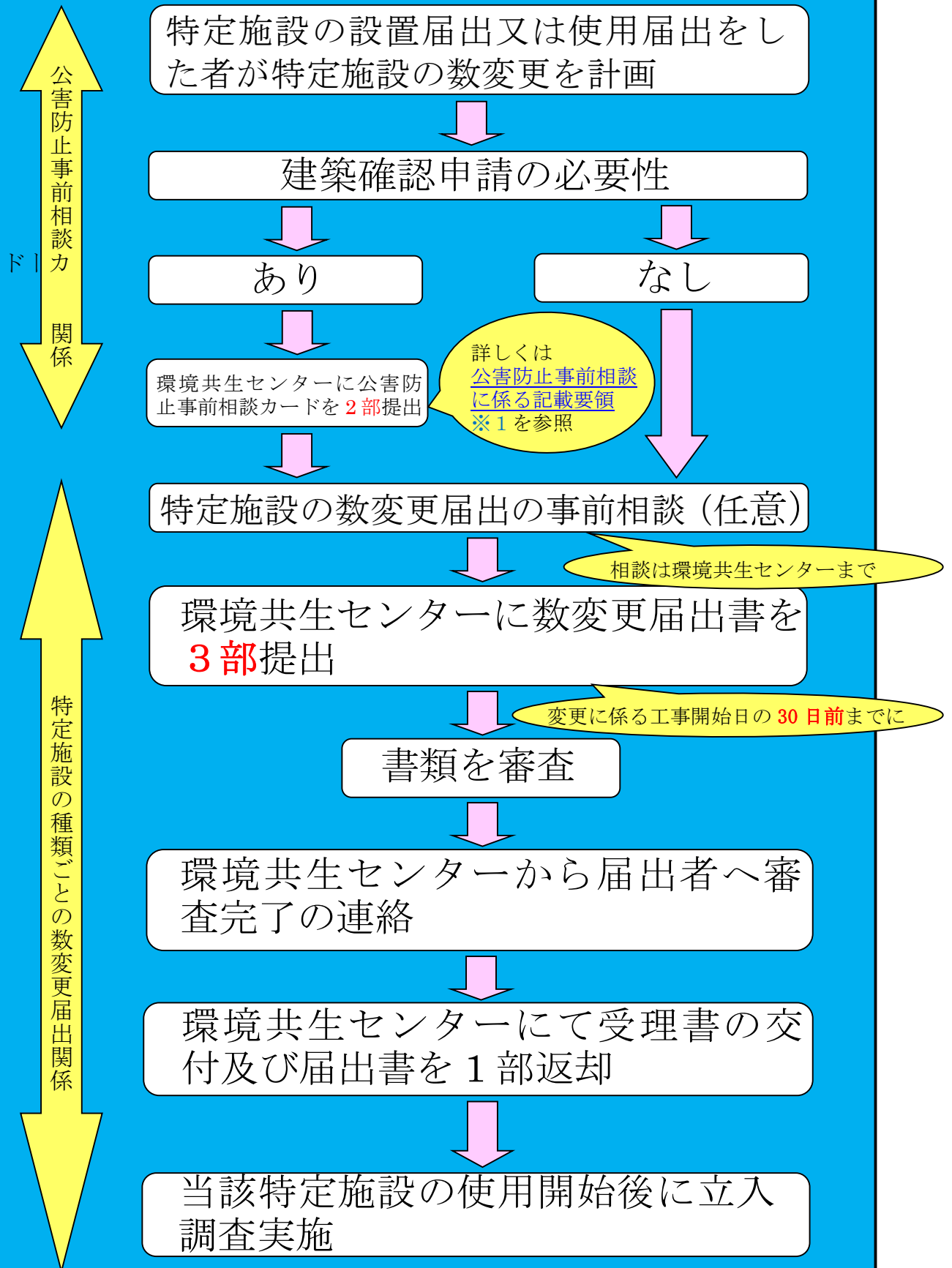
受音点 B については、特定施設（COMP-5）の稼働時間が 24 時間であることから、規制基準値は夜間の値である 50dB となる。

また、騒音予測値 48.0dB < 規制基準値 50dB となり、規制基準値を満たす。

備考

- 1 敷地境界線上における受音点（最大受音点）を示し、特定施設から受音点までの距離を記入してください。
- 2 受音点において、騒音予測値（計算過程を含む。）を記入してください。
- 3 特定施設が近接している場合や騒音規制法又は既設の特定施設の影響がある場合は、全ての特定施設の騒音を合成する必要があります。また、影響がない場合はその旨明示してください。
- 4 周囲 50m 以内に学校等（別紙 3 の備考参照）がある場合は規制基準値が下がることがあります。
- 5 特定施設が複数階に設置されている場合は、設置されている階ごとに、敷地境界線上における受音点が必要なことがあります。
- 6 非常用の施設（排煙ファン等）についても、予測計算を行ってください。
- 5 距離減衰のみで規制基準値を満たすことができず、周辺的生活環境を損なう恐れがある場合は、公害防止のための対策を講じたうえで、対策後の騒音予測値（計算過程を含む。）を記入してください。 詳細は、所管の環境共生センターにお問合せください。

騒音規制法に基づく特定施設の種類ごとの数変更に係る届出のフロー図



※1 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000170725.html>